

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和3年12月17日（金） 午後4時15分	健康福祉課 <small>（新型コロナワクチン接種対策室）</small>	0790-82-0661	

件名：新型コロナワクチンの保管期限を

超過したワクチンの接種について

新型コロナワクチンの個別接種を実施している町内の医療機関において、冷蔵での保管期限を超過したワクチンを誤って接種する事案が発生したことが判明しました。

記

1. 発生日

令和3年12月15日（水） 午後3時30分ごろ

2. 医療機関から報告を受けた日

令和3年12月15日（水） 午後5時30分ごろ

3. 影響人数

10歳代から80歳代 合計 24人

4. 経過

役場から12月15日までに接種するワクチンの本数を11月11日に搬送。

医療機関が当日のワクチン使用報告書を作成しようとしたところ、冷蔵保管期限が3日間過ぎていることに気づきました。連絡を受けた役場において冷蔵保管期限を過ぎたワクチンを接種してしまった24名の方に対して、説明と謝罪を電話により行いました。なお、現在のところ健康被害は確認されていません。

5. 原因

ファイザー社製ワクチンは冷蔵庫（2度から8度）で保存する場合、超低温冷凍庫（-90度から-60度）を出庫した日時から31日以内に使用することになっています。

冷蔵保管期限31日を超えるワクチンのバイアル数を町から11月に搬送したこと、および連携シートに記載してある保管期限を確認せず接種に至った

6. 被接種者への対応

冷蔵保管期限が過ぎたワクチンを接種してしまった 24 名の方に対して電話と文書により説明と謝罪をしました

対象の 24 名に対し 2 回目接種完了し 1 週間経過したのちにおいて希望者に抗体検査を実施します

7. 本町の対応

接種医療機関からの報告を受け、事情聴取を行いました。

改めて役場からのワクチン搬送時に有効期限および冷蔵保管期限の確認の徹底をします。医療機関に対して接種当日の使用時に冷蔵保管期限の確認の徹底を指示しました。